

# あすの会

## ニュース・レター

VOL. 7 2001/6/25

VOICE

### 事の本質

#### 犯罪被害者の会

〒100-8694

東京中央郵便局私書箱1646号

TEL 03-5319-1773

FAX 03-5319-1774

MAIL higaisya@zeus.netspace.or.jp

URL http://www3.netspace.or.jp/~higaisya

大阪府池田市の小学校で痛ましい事件が起  
こりました。犯人は「自分は何をしても罪には  
問われない」と知人に語っていたらしい。

関西では15人が集い語り合いました。

- ・犯人を診察していた医師の刑事責任は?
- ・犯人は、人を殺すという目的を完遂してい  
る。しかも、抵抗する力のない幼い子らの  
いる場所を選んで。目的意識をもち、自  
分の安全を確保した上での行為である。これ  
のどこが精神分裂なのか。
- ・何でもかんでも被疑者を精神障害者にし  
てしまう弁護士は許せない。

等、たくさん思いが皆の口から語られ、同じ被  
害者として、涙を止まらなくさせました。

私は、犯罪被害者の声を無視し続け、被疑者の  
罪を軽くすることのみに腐心してきた法曹界のウミが、ここに噴出した事件としてとらえ  
られています。

犯人の年齢は37歳。精神分裂病と診断され  
たのは、2年前の事件の後。職場の同僚のお茶  
に精神安定剤を混入したという事件の結末が  
精神分裂病によって不起訴処分で、措置入院。  
お笑いです。

パソコンを持ち、道交法を遵守すべき運転免

許証を所持し、車も運転している。つまりは法  
をきちんと守れる能力を持ち合わせているこ  
ういう人間の何処が精神分裂病なのでしょう。

保身と打算と暴力性の極めて強い、ただの凶  
暴な男としてしか私には思えない。

こういう人間を精神障害者の範疇に容れること。  
それ自体、真の障害者に対する冒瀬。人  
権の意味すら理解し得ない法曹界の非常識、と  
考えざるを得ない。

司法の犯してきた大いなる暴力の結末。これ  
がこの事件の本質ではないのか。

精神障害者がこの事件を起こした、という意  
見に私は絶対与しない。

加害者の人権を守る。そのための方便。方便  
として安易に心神喪失と精神衰弱を利用し続  
けた我が国の司法を許すことには出来ません。

- 我々被害者的心からの叫びを聞け!
  - 司法関係者の、精神病院での研修を義務づけ  
よ!
  - 本質を見抜く力を培え!
  - 自身の責任について考えよ!
- それ以上でもそれ以下でもない。  
会員の皆様からの、たくさんのご意見をお聞き  
したいです。お便り下さい。

### ~ INDEX ~

Voice 「事の本質」	..... (1)
Topix 「犯罪被害者にこそ弁護士は必要だ」	..... (2)
チャリティ・コンサート	..... (3)
関東／関西の集いのお知らせ	..... (4) ~ (5)
活動報告／大阪池田小学校への弔問	..... (6) ~ (7)
人権擁護推進審議会／司法制度改革審議会への意見書	..... (8) ~ (9)
おかしと思いませんか？／豆知識	..... (10)
法廷付添／法律相談	..... (11)
運営の基本・会計／News／あとがき	..... (12)

## TOPIC

## 犯罪被害者にこそ弁護士は必要だ！

松村 恒夫

**今** 日もまた何処かで、痛ましい事件が起き、犯罪被害者が誕生しているのでしょうか。実に悲しい毎日の連続です。誰もが被害者になるかもしれないこの不安な世相。一体いつになつたら、皆が安心して生活できる世界が実現できるのでしょうか？

この様な環境下で、残念ながら犯罪被害者となってしまった私たち、「被害者の権利の確立」と「被害回復制度の確立」を目的に起ちあがって早くも約1年半が経ちました。その間、被害者の立場は、「優先的に裁判を傍聴できる」、「被害者見舞金の増額」など、前進は認められましたが、加害者の恵まれた環境に比べると、まだお粗末なことは皆様ご存知の通りです。

中でも、犯罪被害者が国費による弁護士のサポートが得られないことは、加害者に比べて著しく不当な取り扱いをうけていることになります。

加害者は起訴時から（今、逮捕時からという要求が出ています）国費でも弁護士を雇うことが出来る権利を認められているのです。これに対して被害者には弁護士を国費で雇うことが出来るという権利は、一切認められておりません。必要なら自費でお願いするしか方法がありません。

しかし、突如として被害者になった日には、私選なら弁護士を頼めるということさえ知らない方も多いのです。被害者は、事件に遭遇した時に、パニック状態に陥り、警察はもとより、マスコミに対してもどう対応して良いのか判断がつかなくなります。そして被害者は、孤独をしいられ、完全に他人不信になっております。

この時に頼りになるのが、先輩の被害者のアドバイスでもあります。他人不信になっている段階では、なかなかそれをすんなりと受け入れるのは難しい状況なのです。

このような訳で、最も頼もしい味方は弁護士であり、又その助言なのです。事件直後は、被害者及び関係者に警察の事情聴取が行なわれており、その時の調書が以後どう使われるのか、

わからずに、調書が作成されます。

この時に弁護士の助言があれば、それなりの証拠能力の高い調書とすることも出来るのです。つまり事件発生直後から弁護士の助言が必要なのです。

事件発生時からマスコミが殺到します。被害者は精神的にも痛めつけられているというのに、マスコミへの対応までをも強いられます。これは一種の暴力とさえも言えます。又その上いろいろな中傷がなされたり、我慢の限界を超えます。このような時に頼りになるのは弁護士なのです。

そしていざ裁判が始まると、被害者は皆素人ですから、裁判の進行過程がわかりません。裁判所や警察、検察から説明があるわけではないのです。傍聴するにはどのようにして、何処へ申し入れれば良いのかも、わかりません。一人で傍聴に臨む心細さは言うまでもありません。裁判を傍聴していても法廷用語で分からぬ言葉も沢山あります。更に被害者が証人として出廷する際の精神的不安感・ストレスは非常に強いものです。この時弁護士ほど頼もしい相談相手はありません。裁判の進行中にも、被害者はいろいろ言いたいことが出てきますが、原則として何も言えないのです。しかしこのような時にも、弁護士がいてくれれば、検事に申し入れたり、検事と面会することが可能になります。このように裁判中にも、弁護士の力が必要なのです。

その他刑事裁判だけでなく、民事訴訟を起こす必要がある場合には、何といつても弁護士の力にすがるしかないのです。

被害者にこそ、弁護士のサポートが必要なのです。

これから、被害者にも国選弁護士をつけるという制度一歩なくとも加害者と対等の権利の一歩一の実現を国や社会に働きかけて行きましょう。

犯罪被害者の会では、毎木曜に弁護士による法律相談を行っています。詳細は11ページをご覧ください。

## チャリティ・コンサート



チャリティ・コンサートについて  
東京オペラ・プロデュース 代表 松尾 洋

皆さん、オペラをお好きですか？いえ、ご覧になった事がありますか？西洋で400年前に誕生し、沢山の作曲家が精魂をかたむけて創造した総合芸術と呼ばれます、「縁がないので…」とか「チケットが高いから…」とか「変な声で気持ち悪そう」とか「言葉が判らない」とか思っていらっしゃる方が多いと思います。でも、ちょっと入って見ませんか。オペラにはドラマが有ります。モーツアルトとその台本作者のダ・テンポは、その時代の貴族社会の封建制度や悪を取り上げて歌物語にしましたし、「カルメン」や「蝶々夫人」のような悲恋物語、それぞれに被害者と加害者が登場します。世の正義を問うドラマを人間の声と音楽を演技によって、より深い感動を観る側に訴えるのです。オペラのプロを目指すには、大変な勉強と努力とお金がかかります。そして一晩の公演の為に、何ヶ月も練習をして、300人以上の人達がそれぞれの力を発揮して、初めて舞台が成立します。東京オペラ・プロデュースというオペラを企画制作上演する団体を仲間で発足、年に2~3回の公演を続けて25年、公演を打つたびに大赤字をかかえ、火の車の自転車操業の繰り返しです。万年不況の私達に、なおも振りかかったこのバブル崩壊後の世の不況、そして人々の心の荒廃、悲しくなる事ばかりです。ここで、私達自身も真剣に考え直さなければ…と心から思案し、

1. 私達以上に病気や災害や被害に苦しんでいる人々がいる事。
2. 今の私達に出来る事は音楽の力で人の心を癒す事。
3. オペラを判りやすく身近に感じてもらう事。
4. 私達に場を与えてもらうかわりにそのお返しの気持ちのわずかな金額をチャリティする事。

という案が生まれました。そして、「あすの会」へのチャリティ・コンサートで9回目、欠かさず来て下さるお客様、その上、必ずどなたかを誘ってその輪を増やして下さるお客様も増え、応援に答えて私達も毎回の反省をしつつ、これからも年4回頑張って続けて参りたいと願っております。人が人を思いやって、正義を尊重し、辛い事も悲しい事も踏み越えて少しでも気持ちのよい世の中になるよう、お互いに出来る事をして生き抜きましょう。



5月30日19時より霞ヶ関ビルのプラザホールにて、東京オペラ・プロデュースの皆様によってあすの会へのチャリティ・コンサートが開催されました。当日はあいにくの雨模様だったのですが、皆さんにお声掛けしていただいたお陰と新聞にも取り上げて頂いたためでしょうか、予想以上の来場者で会場が埋め尽くされました。

私はオペラを聴くことが好きで、コンサートへもよく足を運びますが、今回の企画は「3つのロメオとジュリエット」ということで、演目はベッリーニのイタリア語オペラに始まって、グノーのフランス語の作品、そして3つ目はバーンスタインの英語によるものでした。イタリア語のオペラは普段よりなじんでいましたが、日本人には未だあまりなじみのないもので、私も新鮮な気持ちで聴かせて頂きました。そして、皆さんご存じのバーンスタインのミュージカル、ウェストサイド物語は思わず口ずさみみたい様な気持ちになりました。

岡村先生よりコンサートを開いていただいたお礼と、「あすの会」の紹介と被害者のおかれている精神的にも経済的にも苦しい現状について、お話をありました。

終了後は、プロデュースをされた方々が持ち寄ったもので、ワインパーティが催され、出演者の方とお話をすることも出来、楽しいひとときでした。

素敵な歌声を聴かせて下さり、心が穏やかになる機会を与えてくださっただけでも有り難いことなのに、更にその収益を「あすの会」の方へ寄付して下さるというそのお申し出を頂き、東京オペラ・プロデュースの皆様に心よりお礼を申し上げます。本当に有難うございました。

コンサートを聴いて

井上朋子

# 関東の集いのお知らせ

## 東京ミニ集会を終えて

### ◇宮園セツ◇

去る5月26日飯田橋シニアパークにおいて犯罪被害者のミニ集会、第一回関東の集いが行われました。1000円会費でコーヒーとお菓子を少々用意し、参加者は犯罪被害者が20名、ボランティアでお手伝い下さる方が2名の計22名でした。

自己紹介から始まり、名前を名乗るのは自由と言うことでしたが、皆さんそれぞれ名前を名乗り、自分の遭遇した事件を話し、悔しさや国の対応の不満など思い思いに語り、皆必死に耐えていらっしゃるのが手に取るように判りました。なかでも70才の女性で女手ひとつで育てた一人息子が金目当ての少年達に、顔が判らないほど丸太で撲殺され、盗ったお金で彼らは飲み食いしていたと、涙なが

らに訴えたのがとても印象的でした。

どの方々も同じように大切な家族をいきなり奪われ、その悔しさ、悲しさ、怒りのぶつけるところのないイライラをじっと耐えるしかない生活、この集まりは同じ思いの人達なので話せば自分のことのように分かり合える。愚痴もあるかもしれないが、それも分かり合える、安心して話せるってことは、少しは癒されるのではないかでしょうか。例えほんの少しでも癒されるなら、この集まりは意義のあることだと思いました。2時間の予定が3時間になり、まだ別れがたくロビーで立ち話、その後、時間の許せる人だけで喫茶店でお茶を飲みながら話の続きをし、そして、また会いましょうとそれぞれ帰路につきました。

## 次回 関東の集いについて

前回、5月26日に東京地区・ミニ集会として行われました集会ですが、お越し頂けるかたの範囲を広げるために、「関東の集い」と呼び名を改めました。当会会員の方で、御希望の方はどうぞご参加下さい。

尚、参加を希望される方は、前回同様、事前に事務局までお申し込み下さい。締め切りは、7月13日となります。

日時：7月21日（土）

14:00～17:00

会費：会場費として一人 1000円

人数：20～30人程度

※当日の前半は、弁護士による少年犯罪事件後の少年の処遇についてお話があります。（児童相談所、少年院、医療少年院等についての説明など）

場所：東京都千代田区飯田橋3-10-3  
シニアワーク東京8階(ホルエドモント隣り)

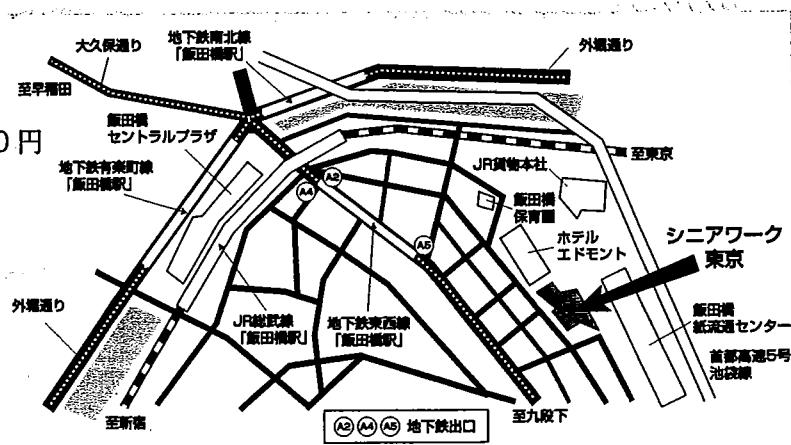
JR飯田橋駅下車 徒歩7分

JR水道橋駅下車 徒歩7分

地下鉄飯田橋駅下車 徒歩5分

東西線A5出口・有楽町線、南北線A2出口

地下鉄九段下駅下車 徒歩10分



# 関西の集いのお知らせ

## 6月の集いを終えて

◇市原 千代子◇

昨年の9月、大阪であった被害者の会の第2回目シンポジウムは、関西の被害者の仲間たちの手で準備が進められました。以前から、関西の仲間達はそれぞれ少しずつ繋がりがあり、お互いに連絡を取り合って、昨年の春頃より月に一度、幹事の林さんを中心に集まり始め、いろいろ準備をして行く中で、交流が深まり、お互いの裁判の傍聴支援に行ったり、シンポジウムなどの集まりに一緒に出かけて行くようになりました。

9月のシンポジウムが済んでからも、このままみんなと会えなくなるのは寂しいからと、今年の初めから、月に一度とにかく集まろう、と集まり始め「関西の集い」と名付けました。集まりでいろいろ話していく中で、警察の捜査、検察、弁護士、裁判、報道、等々、それぞれの場面で私達が、共通に抱えている問題があることが判り、訴えていく必要のある問題の洗い出し作業が始まりました。そして、

どうせならついでに聞いていただける所に訴えて行こうと、報道や被害者対策室の方等に連絡を取り、その時に来ていただける方との話し合いも始めました。今回の6月の集まりには、大阪YWCA(被害者支援関係)の方と、大阪府警本部の被害者対策官の警視の方が来て下さり、話し合いがなされていたおかげで、この集まりの数日後に大阪の池田小の事件が起ったのですが、今回彼等がどの様に動いているのか、報道からでも知る事ができました。いま関西の集いの仲間達もそれぞれが連絡を取り合い、それぞれの立場で協力しあいながら懸命に今回の事件の事を受け止め、そして被害者遺族の方々も受け入れて行こうとし始めています。この集まりが、軌道に乗るまでにはいろいろありましたし、まだ模索中の部分もありますが、いま二十数家族で、みんなで仲良くやっています。

## 次回関西の集いについて

次回のお知らせです。

日時：7月1日（日）

8月5日（日）

9:30～17:00

場所：クレオ大阪西

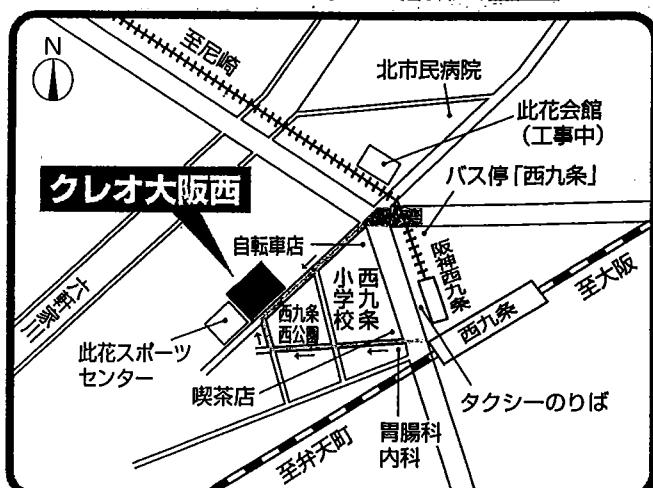
大阪市此花区西九条6-1-20

TEL:06-6460-7800

- ・JR「西九条」下車徒歩3分
- ・市バス「西九条」下車徒歩2分/大阪駅前から特79番「北港2丁目」行、幹線79番「西島車庫前」行、特59番「北港ヨットハーバー」行、野田阪神駅前から幹線77番「西島車庫前」行、特81番「舞洲アーバンライド」行

※ 7月1日は常磐大学教授で、日本被害者学会理事の諸澤 英道先生に講演依頼の調整中です。

## クレオ大阪西



〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20

☎ (06) 6460-7800

FAX (06) 6460-9630

# 活動報告

月	日	活動	活動内容
4	29	幹事会	第12回幹事会開催 主な議題は、 ① 機関誌の発行 ② リーフレットおよびロゴマークの作成 ③ 法律相談 <u>毎週木曜 13:00～16:00 法律相談受付</u> ④ 司法制度改革審議会に対する意見書、等
5	26	東京地区・ミニ集会	第1回開催で、22名出席 ① 全員の自己紹介や現状報告 ② 質疑応答の中でマスコミに対する意見、適切な弁護士の選び方等、3時間の対話をする。尚、次回より名称を「関東の集い」と改めて、出席希望者の輪を広げる。(但し、開催は2ヶ月に1回とする)
	27	幹事会	第13回幹事会開催 主な議題は、 ① 今年のシンポジウムの開催(12頁参照) ② チャリティ・コンサート開催 ③ 会の組織 ④ これからの運動方針等 ⑤ 機関誌の発行(日本ジャーナル出版のご好意で年3回出版)
6	3	関西の集い	林幹事中心に例会開催。今回は大阪府警の清水氏、大阪Y M C Aの堀河氏の両名を招いて熱心に話し合う * 清水氏の話の中で、特に印象に残ったことは、警察と被害者がもっと近づかなければならぬ。又、改善すべき点はどんどん改めるべきで、改革のきっかけを被害者からも発言してほしいことなど。
	5	林	大阪府警主催、大阪府被害者支援会議、第7回実務担当者会議に出席 ① 犯罪被害者の会の活動状況 ② ボランティア研修（全10回受講）が終了し、今後のボランティア活動も促進させる ③ 大阪府の被害者に対する予算枠のアップと犯罪の無い、住み良い大阪にして欲しい希望を訴えた
	6	岡村	佐賀県警主催の犯罪被害者支援講演会の後、県内の犯罪被害者自助グループとの意見交換会
	17	岡村・幹事・会員	大阪府池田市、小学児童殺傷事件、遺族を弔問（7頁掲載）
	20	岡村・宮園	森山法務大臣訪問 遺族の心情を伝え、触法精神障害者対策と司法制度改革における被害者の権利の創設について要望

去る6月9日、懸賞金付き犯人情報募集のビラ

配りに犯罪被害者の会・大阪のメンバー15名で参加しました。

事件は、福岡の男性が結納の為に来阪し、友人らと飲酒した帰りに事件に遭い殺害されました。ご遺族が、逃亡中の犯人逮捕のために、結納金を懸賞金としたのです。息子さんの無念を晴らしたいがためです。

私の事件も犯人が捕まっているので、時効目前で、親御さんの悔しさ、無念を思うといても立っておられず、この新聞報道を見てすぐに福岡のご両親に連絡を取り、参加させて頂きました。

一刻も早い犯人逮捕を願わざにはいられません。

(林 良平)

## 大阪府池田市児童殺害事件の遺族を弔問して

池田小学校の悲劇

岡 村 獻

6月8日池田小学校で信じがたい悲劇が起こりました。

白昼小学校に包丁を持った男が進入し、教室にいた1年生、2年生の8人を刺殺、15人に傷害を与えたのである。加害者は精神障害で不起訴になった病歴があったという。

当会では、17日、土師守、林良平、中村聖志、岡村獣が池田市に赴き、ご遺族3家族を弔問し、小学校の正門に設けられた祭壇に花束を捧げて犠牲者のめい福を祈りました。

ご遺族のお家では、被害者のかわいい写真が祭壇に飾られ、事件の前日に描いたという父親の似顔絵も写真とともに並べてあって涙をそそられました。

ご遺族からは、交通事故には注意するように、知らない人に声をかけられたら逃げるようになると教えていたが、学校に変な人がきたときは逃げなさいとまでは教えていなかったと、涙ながらに語られました。当然のことでしょう。日野小学校で、中村さんのお子さんが事件に遭って以来、学校の安全対策はどうなったのか、開かれた学校とどういうことなのかと疑問も呈しておられました。

最も問題にされたことは、犯罪を犯した精神障害者に対する司法制度が、我が国には無いことです。心神喪失ということになれば不起訴になるか、起訴しても無罪になります。不起訴や無罪になったあとは医師任せで、司法は何の関与もしておりません。外国にあるように、司法の関与のもとで、十分な治療を行うべきであるというご遺族の意見は尤もなことです。

なくなった3人のお子さんは、学校が大好き、先生も大好きだったそうです。大好きな場所で、信頼しきっていた場所で加害されるとは、なんと悲しいことでしょう。

犯罪被害者の会としては、20日、宮園、岡村が森山真弓法務大臣に面会してご遺族の心情を伝え、これを再発防止に生かすようお願いするとともに、司法改革では被害者の権利を認めるよう、被害者対策に万全期していただくようお願いしました。大臣は出来るだけのことをする、とおっしゃってくださいました。犯罪被害者の会としましては、今後とも被害者の支援に当たりたいと思います。



## 人権擁護推進審議会への意見書

**5**月 24 日、人権擁護推進審議会の答申がなされました。

人権擁護推進委員会とは、国連が、世界各国に対して人権侵害を防止するため、政府から独立した人権擁護機関を創るべきであるという勧告に基づいて、わが国はどのような人権擁護機関を創るべきか、またどのような権限をもたすべきかを審議するために法務省が設置したものです。昨年 4 月 28 日には当会から猪野京子、林良平、岡村が審議会に参考人として出席し、報道被害、社会的偏見、経済問題など犯罪被害者に対する人権侵害について述べました。特に

報道被害については審議会委員に大きな衝撃を与えたとのことです。

審議会の答申は、政府から独立した人権機関に一定の強制調査権を与えて人権侵害の救済に当たらせようとするのですが、マスコミによる取材、報道被害については、マスコミの反対にあい極めて消極的な態度となっています。

これは私たちの期待に反するもので、犯罪被害者の会として次のような意見書を出し、司法記者クラブで発表しました。今後の立法段階その他で、マスコミによる人権侵害の除去について努力してまいります。

平成 13 年 5 月 24 日

### 人権擁護推進審議会答申に対する意見

犯罪被害者の会  
代表幹事 岡村 熱

1. 人権擁護推進審議会の答申は、政府から独立した人権機関にたいして一定の強制調査権を与えて人権侵害の救済に図ろうとするものであるが、メディアによる人権侵害には報道の自由、表現の自由を考慮して任意調査にとどめるとともに、誤報などによる名譽毀損については、報道内容等の調査については積極的救済になじまないとして関与することを避けている。
2. 近時メディアによる過熱した取材や事件報道は目に余るものがあり、犯罪被害者及び関係者の尊厳を傷つけるばかりでなく、日常生活にも重大な支障をきたすなど、犯罪被害者の人権を蹂躪している。メディアに対して腰の引けた今回の答申に大きな失望を抱いている。
3. 国家権力を批判し民主主義を護るために表現の自由が必要であるというが、犯罪被害は民主主義とは関係ない。民主主義を護るために二次被害を甘受せよというのなら、そんな民主主義はいらない。
4. 答申は、メディアの自主規制によって被害者的人権を守ることを期待しているが、激烈な取材競争、視聴率や発行部数競争のメディアの実態からすれば、楽観的すぎる見解である。放送各社による、B R C の審理が、放送された番組だけを審理し、取材による人権侵害を対象外としていることからも、報道機関の消極姿勢が見られる。
5. 犯罪被害者に対する最大の人権侵害者がメディアであること以上、新設する人権機関にメディアに対する強制調査権を付与すべきである。  
政府から独立した人権機関に強制調査権を付与しないのなら、同じく政府から独立した司法に対しても強制調査権を与えるべきことになる。  
同様に、興味本位の報道内容による名譽毀損の救済が、司法にゆだねて人権機関が扱わないことも問題である。司法に多大の労力、時間、費用と精神的負担の大きさを考えると、人権機関が効率的に調査し、短期に結論を出すようにすべきである。
6. 日本人は外圧がないと方向転換できない特質をもつ。どうしても自主規制でやるというのなら、①強制調査権を持つ人権機関を発足するが、5 年間強制調査を行わないで自主規制の効果を見る。②5 年間自主規制による人権救済が行われるなら、更に 5 年間の猶予を与える。③その間に引き続き実効があがっておれば、強制調査権を廃止する、というのも妥協案の一案である。

## 司法制度改革審議会意見書に対して

**2** 1世紀の司法を創るという目的で、2年前に設置された司法制度改革審議会の最終答申が、6月12日に公表されました。

昨年10月に発表された中間報告には、犯罪被害者の権利について殆ど触れられていなかつたので、犯罪被害者の会は今年4月10日に意見書を発表しましたが（ニューズレター6号掲載）、今回の最終意見書でも、中間報告と殆ど変わっていませんでした。起訴されてから付いていた国選弁護人を逮捕段階から付けるように

するなど、加害者の権利は一段と強くなっていますが、私たちの求める刑事裁判への参加や被害者に対する公費弁護士制度には何一つ触れられていません。

早速当会は意見書に対するコメントを発表しましたが、今後の立法段階でわれわれの主張がいれられるよう努力します。

審議会の委員にわが国を代表する人たちで構成されているのに、犯罪に対する認識がこの程度とは情けない話です。

平成13年6月12日

### 司法制度改革審議会意見書についてのコメント

犯罪被害者の会  
代表幹事 岡村 勲

1. 本日、司法制度改革審議会（以下審議会という）の最終意見が発表された。

犯罪被害者の会の本年4月10日付意見が取り上げられていないのは甚だ残念である。多くの問題があるが、主要なものをコメントしたい。

2. 犯罪の捜査や公訴提起は、犯罪被害者のためではなく、公の秩序維持のためになされるもので、犯罪被害者は反射的利益を受けるに過ぎないという最高裁判決をそのまま踏襲する審議会の意見は、国民である被害者を無視するもので、国民の信頼を得る司法を創ることにならない。

近時、ストーカー事件等において、捜査を求める被害者の訴えを無視し、被害者が殺害される事件が生じているが、被害者のために捜査する義務がないとすれば、今後も同様の悲劇が発生するであろう。

捜査、公訴提起は、被害者の利益のためにもなされるべきである。

3. われわれは、事件の当事者である犯罪被害者を、刑事司法の中で一定の地位、権利を認めて参加させるべきであると主張しているが、審議会意見書は、いわゆる犯罪被害者等保護二法のように、被害者に対する「恩恵的な手当て」しか考えていない。犯罪の最大当事者である被害者を刑事司法に関与させず、単なる捜査、裁判の資料としてだけ利用するのは、古い国家中心の思想である。

4. われわれは、犯罪被害者にも法的援助は必要であり、公費による弁護士付与の制度を求めているが、審議会の意見は、これを否定している。

他方、加害者に対しては、多額の費用を支出する国選弁護制度を被疑者段階まで拡張しようとしている。加害者と被害者との格差はますます拡大する。

犯罪被害者の支払う税金が被害者に還元されることなく、加害者にだけ振り向けられることを考えれば、国に対して敵意を抱く被害者も出るであろう。

5. 意見書には、刑事訴訟終了後の犯罪者の改善更生と、被害者等の保護を同列においている（52頁）。

同列対等におかれるべきものは、刑事司法における犯罪者の権利と被害者の権利であり、被害者の権利、保護を、犯罪者の更生と同程度に考えるべきではない。

ここにも国民（被害者）のための刑事司法ではなく、犯罪者のための刑事司法の思想が如実に現れている。



## 第1回

## おかしいと思いませんか？

最高裁判所は、犯罪の捜査や刑事裁判は、犯罪によって公の秩序が侵害されたから、その秩序を回復するためにするので、被害者・遺族のためにするのではない、といっています。「刑事司法はお上のために、お上がるするのだ」という、江戸時代の考えがそのまま残っているのです。

「お上」のための捜査なら、お上が捜査費用を持つのが当然でしょう。

主婦が玄関先でめった刺しに刺されて殺害される事件がありました。警察は大学病院へ遺体を運んで司法解剖するといいました。遺族は、これ以上被害者に痛い思いをさせたくないから解剖はやめてくれといったのですが、警察は「捜査上必要だ」と言って一方的に遺体を持ってい

ってしまいました。

ところがです。その後警察から、解剖がすんだけれども遺体を引き取りにきてくれといわれました。警察が勝手に持っていた遺体だから、警察が返してくれるだろうと思っていた遺族はびっくりしました。結局、遺族が葬儀社に頼んで引き取ったのですが、引き取り費用として数万円を葬儀社に支払わされたのです。

被害者・遺族の無念を晴らすためでなく、公の捜査のために解剖したのなら、遺体の返還は、警察が警察の費用でするべきではないでしょうか。

これを遺族の負担にするのは、おかしいとは思いませんか。

\* 今回より「おかしいと思いませんか」という新しい欄を設けました。これは、被害に遭った皆さん、その時は訳も分からぬまま過ぎてしまつて、受け入れざるを得なかつたが、後になつて、出てくる様々な疑問点や矛盾していると思う点を書いていこうというコーナーです。思い当たる点等がある方はどうぞご意見をお寄せ下さい。

傍聴席で傍聴していても、書類護人の専門用語が飛び交うだけが普通です。公判記録を読むと審裁判が確定してからでないと、見

去年11月から、被害者・遺族のことになりましたので、この制度を活用することになります。審理の内容がよく分かります。

閲覧謄写の申出は裁判所にすることなければならないことになっており、正当証言をするとき、意見陳述をするときなども関心のある「事実を知りたい」というものもあります。そこで、理由はいろいろ書くのを入れておくとよいでしょう。

閲覧謄写の申し出があると裁判所は、況や事件の性質を考えて、許可するかどうか許可します。この許可には、謄写した記が付くことがあります。

検事の意見をききますから、裁判所に申し出をするとき、検事には伝えて、事前に協力を求めておくとよいでしょう。

閲覧は費用がいりませんが、謄写は裁判所の指定した業者にさせますので、東京ではコピー一枚40円から50円することがあり、費用も馬鹿になりません。

また、素人が手続きをとるのは面倒ですから、できるだけ弁護士に依頼してやって貰うことをおすすめします。



## 訴訟記録の閲覧謄写

は廻ってきませんし、検事、判事、弁護士で、何をやっているのか分からないの理の内容が分かるのですが、今までではせてもらえませんでした。

は公判中でも訴訟記録を閲覧謄写できることをお勧めします。これを読むと

になっていますが、それには正当な理由がないの理由とは損害賠償の請求をするときとか、どはこれになりますが、被害者遺族がもつただけでは、正当な理由に入らないという学者き、そのなかに「事実を知りたいため」とい

になってますが、検事・弁護人の意見を聞いてから、審理の状況を決めますがよほどのことがない限り、記録を他人に見せてはいけないなどという制限

# ～こんな活動しています～

前号でお知らせしたように、あすの会では「法律相談」「法廷付き添い」のサービスを始めました。

提供できる地域や受付時間が限られていたりで、せっかくご連絡いただいた方のご要望に添えないこともあります。大変心苦しく思っています。

これから先、もっともっと充実したサービスを提供できるように会は頑張っていくつもりです。たとえささやかであっても、新しい一步を踏み出していくことで、皆さんの助けになれるならこれほど嬉しいことはありません。

弁護士に事件を依頼したいので紹介してほしいという要望もかなりあります。会として犯罪被害者のために積極的に取り組んでくださる弁護士と提携していくこととし、そういう弁護士を紹介したいと思い、日本弁護士連合会の犯罪被害者支援委員会とも相談しています。

日弁連は全国の各地の弁護士会に支援委員会を設置するよう働きかけております。

弁護士会とも相談しながら、理解ある弁護士を紹介したいと思っています。

## ◆ 法律相談 ◆

弁護士による無料の電話相談を行っています。

日時は下記のとおりです。電話が込み合うこともあります。その際は改めておかけ直しください。なお、番号はぐれぐれもお間違えのないようにお願いいたします。

生命・身体に対する犯罪被害にあつた方及びそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。  
お待ちしております。

- ・毎週木曜日
  - ・PM1:00～4:00
  - ・TEL 03-5319-1773
- ＜あすの会事務局＞



## ◆ 法廷付添 ◆

被害者が裁判傍聴することは、事件を思い出し、とてもつらいことです。外国では、ボランティアが付き添って法廷へ行く制度があります。被害者はとても心強いそうです。

そこで、当会もこの付き添い制度を始めることにしました。付添人（サポーター）は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

初めは東京・千葉・浦和・横浜の裁判所からスタートする予定ですが、付添人の日程・人数等の調整がつかない場合にはご要望に添えない可能性もあります。あらかじめご容赦ください。

現在、裁判が進行している方や新たに裁判が始まる方で付き添いを希望される方は、事務局までご連絡ください。その際、入会申込書にご記入いただいた内容と重複する、以下の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料等をご用意ください。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※ご不明な点は、お気軽に事務局までご連絡ください。

## 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた者に限ります。

## 【ボランティア】

登録ボランティアには、必要に応じて各種応援をしていただきます。

## 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに階の知り得た情報は漏らしません。

プライバシーの保護には、十分留意いたします。

当会は、会員から会費を徴収しておりません。もちろん、郵送料・通信費等の諸経費は必要となります、今のところ、これらは有志の方々の寄付金で賄っております。

当会発足後、約15ヶ月、多数の方々からご寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

会の発展に伴って、経費も増加する見込みにつき、お志ありの方々には今後もご支援をお願いいたします。郵便振替口座は下記の通りです。

口座番号: 00170-6-100069  
加入者名: 犯罪被害者の会

## 訂正 第6号

前号の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

◎ メールアドレス・URL  
(1頁表題部)  
higaisha→higaisya

◎ 口座番号 (12頁)  
10006→100069

# NEWS!

## 犯罪被害者の会第3回大会

2001年11月18日(日)

場所: 東京

時間: 未定

11月17日(土) 前夜祭実地予定

詳細は、決まり次第随時お知らせします。

## = お願い =

ニュースレターに対する希望やあすの会に対する要望、警察・検察・裁判所に対する苦情、或いはよかつたこと、犯罪被害者として困ったこと、して欲しいことなど、その他なんでも編集部にお知らせ下さい。

それらを参考にして、よりよいニュースレター、あすの会をつくっていきます。

今後は会員の声も載せたいと思います。匿名を希望される方はその旨ご記入ください。紙面の都合もあり、掲載できない場合がありますのでご了承ください。

## &lt;宛先&gt;

〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱 1646号  
あすの会事務局・NL係

## あとがき

夏至も過ぎ、暦の上では夏になりました。とはいへ梅雨の真っ只中。アウトドア派の私にはうっとおしい毎日です。唯一の楽しみは、庭に咲く源平シモツケという白地にピンクの可憐な花を見ること。ほのぼのした気分になります。皆さんはこの季節、どのように過ごされていらっしゃいますか?

さて、今号より「おかしいと思いませんか?」と「法律まめちしき」のふたつのコーナーが始まりました。原稿を取りまとめていると、知らないことばかりの自分に呆然とします。前号発送後は数多くの励ましのお便りを頂き、鼻がピノキオのようにググーンと伸びていたのですが、改めて未熟な自分を実感。より一層の皆さんのご指導を仰ぎたいと思います。厳しいご指摘でも忌憚なくお送りください。もちろん優しい(?)お便りも首を長くしてお待ちしています!